順位	氏名（議席）	発　　言　　の　　要　　旨	答　弁　者
１５	井出　晴美（7）	１．被災者台帳「被災者支援システム」の導入・運用について 　被災者台帳とは、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳であり、災害対策基本法第90条の３第１項において、市町村の長が作成することとされています。 　被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んでいません。 　こうした実態を踏まえ、内閣府（防災担当）においては、平成26年度被災者台帳調査業務報告書を取りまとめ、地方自治体に対して、先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しています。 　この内閣府の報告書において、被災者台帳の先進事例の一つとして取り上げられている「被災者支援システム」は、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）の「被災者支援システム全国サポートセンター」において、全国の地方公共団体に無償で公開・提供されています。 　このシステムの最大の特徴は、家屋被害はもとより、被災者を中心に据えている点です。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに、罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など被災者支援に必要な情報を一元的に管理します。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。 　そこで、お伺いいたします。 (1) 本市における被災者台帳「被災者支援システム」の導入、運用体制は、整っているのか伺います。 ２．避難所施設の小中学校体育館の冷暖房設置について 　東日本大震災、熊本地震等、避難所生活が長期化する中で、課題に上った１つとして、避難所施設の空調設備の設置がございます。 　震災等で、避難所生活を余儀なくされた被災者の方々については、避難所での生活が長期化することに伴うさまざまな健康への影響が懸念され、その対策が重要となりました。特に、夏季においては、多数の被災者が集団で生活する避難所は、室内温度も上昇しやすい環境にあり、空調設備が整っていない場合は、熱中症の発生が危惧され、熱中症に関する注意喚起や適切な室内温度を保つための環境整備が重要な課題となりました。	市　　長 及　び 教　育　長 担当部長

順位	氏名（議席）	発　　言　　の　　要　　旨	答　弁　者
１５	井出　晴美（７）	国においては、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、地震等の災害発生時には、地域住民の応急避難場所としての役割もあり、その安全性を確保することは極めて重要であることから、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その施設に要する経費の一部を国が交付金として地方公共団体へ交付するものとして、学校施設環境改善交付金が設けられています。その中には、空調設置工事なども含まれており、その他、防災安全交付金においても、空調設置について交付金の対象となっております。 そこで、お伺いします。 (1) 災害時に備え、防災安全交付金など国庫補助金を活用し避難所施設の小中学校体育館に空調設備を設置してはと考えますが、本市のお考えを伺います。 ３．ＬＧＢＴに対する支援について ＬＧＢＴとは、Ｌが「レズビアン（Lesbian)」、Ｇが「ゲイ(Gay)」、Ｂが「バイセクシュアル（Bisexual)」、Ｔが「トランスジェンダー（Transgender)」と４つの言葉の頭文字を合わせた言葉で、このうちＬＧＢは主に性的指向をもとに分類され、Ｔは性自認をもとに分類しています。 昨年４月に大手広告代理店が20歳から59歳の約７万人を対象に行った調査では13人に１人(7.6%)が「自分はＬＧＢＴ」と回答しています。ＬＧＢＴの当事者は、周囲の人々の無理解や偏見などから日々の生活の中でさまざまな困難を抱えています。学校や就業先での出来事を初め、地域社会や各種サービスを利用しようとする際など、生活のあらゆる場面で直面する困難から生きづらさを感じている場合が多く、ゲイ、バイセクシャル男性に対するインターネット調査では、全体の65%が自殺を考えたことがあると回答し、そのうち、15%は実際に自殺未遂の経験があるとしています。誰もがありのままで受け入れられ、自分らしく生きることができる社会にしていくことが必要です。 現在、そうしたＬＧＢＴなどの性的少数者への理解を深め支援を行う動きは世界的に広まってきているところですが、我が国においては2020年のオリンピックの東京開催決定を機に取り組みが進んできています。 ＩＯＣ（国際オリンピック委員会）は平成26年12月の総会で「五輪憲章に性的指向による差別禁止を加える」と決議し、東京五輪の大会基本計画にも多様性を認め合う対象として「性的指向」を明記しました。また、平成27年３月東京都渋谷区が、条例を制定し、11月より同性同士のカップルのパートナーシップ証明書の交付を行っています。さらに、同年４月文部科学省が、全国の小中高校などに教員が理解者となり、いじめや差別を許さない人権教育を進めるよう求める「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。	市　長 及　び 教　育　長 担当部長

順位	氏名（議席）	発　　言　　の　　要　　旨	答　弁　者
１５	井出　晴美（７）	本市においても、ＬＧＢＴなどの性的少数者に対する理解を深め、ＬＧＢＴなどの性的少数者の人たちが自分らしく生きることができるよう、市民への啓発や情報提供などに積極的に取り組んでいくことが重要です。そのためにも、性の多様性についてさらに理解を深め、偏見や差別意識をなくしていく必要があると考えます。 そこでお伺いいたします。 (1) 昨年６月定例会において、小池義治議員より同様の質問があり、回答がございましたが、１年以上が経過しましたので、現状におけるＬＧＢＴの方に対する本市の支援状況について伺います。 ① ＬＧＢＴの相談者に対する専用窓口体制はとれているでしょうか。 ② 相談担当職員に対しＬＧＢＴに関する研修は実施しているのでしょうか。 ③ ＬＧＢＴの方の要望に対する検討会や協議会、意見交換は実施しているでしょうか。 ④ 市民への啓発活動はどのように取り組まれているでしょうか。 (2) 教育現場のＬＧＢＴへの対応について伺います。 ① 文科省は平成27年４月にＬＧＢＴの児童生徒に対するきめ細かな対応をと学校に通知しておりますが、１年以上が経過し、具体的にどのような取り組みがなされているのか伺います。	市　　　長 及　び 教　育　長 担当部長

順位	氏名（議席）	発　　言　　の　　要　　旨	答　弁　者
１６	杉山　　論（１２）	１．富士市の歴史遺産であるかりがね堤が日本遺産に認定される取り組みについて 　日本の山といえば富士山と言われるように、富士山は日本人にとって象徴であり信仰の対象でもあるとともに、一度は登りたい憧れの山でもあります。 　その富士山が、平成26年６月22日信仰の対象と芸術の源泉として静岡、山梨両県の25の構成資産が、世界文化遺産に登録されました。 　本市で構成資産として申請した村山古道や富士塚などは残念ながら、登録が見送られてしまい、構成資産がないことを惜しむ声が聞こえてきますが、市民の多くは、構成資産がなくても、富士山が世界文化遺産に登録されたことを喜んでいます。 　そこで私は、富士山世界文化遺産の構成資産がなくても、それにかわる遺産を磨き上げ観光資源とできるものが本市には数多くあると考えます。その中の１つが、世界遺産に匹敵する遺産である、かりがね堤を提案させていただきます。 　そしてこのかりがね堤こそ、徳川家康が江戸幕府を開いた時代に郷士であった古郡氏が３代にわたり、合理性に基づく画期的な治水工事を行い、つくり上げた堤であります。 　その後、この地域が豊かな自然と豊富な水、温暖な気候に恵まれ、古くは加島5000石として稲作を中心とした地域として多くの人々が暮らし栄え、現在の富士市となりました。 　私は、このかりがね堤が、全国に発信できる日本遺産に認定されることで大きな観光資源につながると考えます。 　そこで以下質問をいたします。 (1) 日本遺産に認定申請するためにどのような要件が必要ですか。 (2) 日本遺産の認定前後には、どのような審査がありますか。 (3) かりがね堤を日本遺産に認定申請するお考えはありますか。 ２．子育て応援事業、お産応援タクシーについて 　国内では人口減少に歯どめがかからず、少子化が進む中で、国を初め地方自治体は、人口減少や少子化の対策に、多種多様な政策を策定し事業を行ってきました。 　多くの自治体が、競って若者の定住促進や子育て世代への手厚い事業を展開する中で、実際に子どもを生むのは、女性です。 　一般的には男女が出会いお互いを認め合って結婚をし、愛を育んで新しい命を授かり、妊娠となります。 　本市も、日本一子育てしやすいまちを目指して、今まで多くの事業に取り組んでまいりました。 　男女が結婚をしてめでたく妊娠したら、母子健康手帳の配付、妊婦健康診断、お母さんお父さん教室など、行政による手厚い事業があり、出産したら、出産育児一時金の支給、赤	市　　　長 及　び 担 当 部 長

順位	氏名（議席）	発　　言　　の　　要　　旨	答弁者
１６	杉山　　諭（１２）	ちゃん訪問事業などお母さんお父さんへの充実した事業により産前産後の精神的不安や経済的負担を軽減する事業についても実施していただいております。 　また、助成制度も、不妊治療費助成制度や未熟児養育制度、さらに各種予防接種費用の助成、子ども医療費の助成と拡充、子育てホットステーションの設置など多くの事業を他市に先駆けて取り組んでいただいてまいりました。 　本当に自分たちが子育てをしていた時代に比べれば、充実した行政サービスがなされていると考えていました。 　そのような中、私は市民から「富士市は、子育て支援が充実しているが、お産のときに病院にいく方法がない」と相談を受けました。 　確かに妊婦さんの中には、御主人が単身赴任などや仕事で不在の場合に不安を感じている方がいるようです。 　そこで、以下お伺いいたします。 (1) 市民の方からお産の時に病院へ行くのに困るとお話を聞くことはあったでしょうか。また、御相談をいただいた場合、本市ではどのような御案内をしていますか。 (2) お産応援タクシーの実施に当たり、運転手への知識の普及などの支援が可能でしょうか。 　以上２項目５点についてお伺いいたします。	市　長 及　び 担当部長

順位	氏名（議席）	発　言　の　要　旨	答弁者
１７	萩野　基行（１）	１．殺処分ゼロに向けての取り組みについて 　日本各地で動物愛護の取り組みが推進されております。静岡県におきましても殺処分の頭数は平成27年度で猫1835頭、犬104頭と年々減ってはきているものの、いまだなくなることはありません。 　平成25年に改正動物愛護法が施行されて以来、殺処分ゼロを実現するなど、実績を上げている自治体もあります。国や県がさまざまな取り組みを行っておりますが、市民に一番近い市が積極的に取り組まなければ殺処分ゼロにはならないと考えます。 　本市も犬猫殺処分ゼロを目標に掲げ、「人にも動物にもやさしいまち」を目指していくべきだと考え、以下の質問をいたします。 (1) 本市の引き取り数、捕獲数、苦情件数・内容をお聞かせください。 (2) 今年度予算において、去勢避妊手術の補助金が、飼い主の判明しない猫のみとなりましたがその現状とそれによる苦情がありましたらお聞かせください。 (3) ボランティア団体の皆さんは、日々献身的な活動を続けられております。殺処分ゼロへの取り組みには、ボランティアの皆さんの協力は不可欠と考えます。そこでお聞きします。 　①　市内のボランティア団体の現状について 　②　各ボランティア団体では保護した犬猫の新しい飼い主を探すため、譲渡会の機会をふやすことに苦慮していると伺いました。そこで、多くの人々が集まる公共施設などで譲渡会を行うことはできないか。 (4) 人と動物の共生する社会を実現するためには、動物と地域社会に深いかかわりを持つ市民の皆さんとともに地域に根差した動物愛護を進める必要があります。そこで、地域の身近な相談員として、住民の相談に応じたり、飼い方の助言をするなど、動物の愛護と適正飼育の普及啓発等の活動を行う方、いわゆる動物愛護推進員が必要となってきます。静岡県では推進員を拡充していきたい、そして、この推進員は市が推薦するものと伺い、以下お聞きします。 　①　本市の動物愛護推進員の人数や人選方法、市との連携状況について 　②　今後の取り組みについて (5) 迷子対策として、犬、猫へのマイクロチップ装着・登録は非常に効果的だと伺いました。現に市内で保護された中で１割程度しか装着されていないようです。そこでこのマイクロチップ装着に補助をしてはいかがでしょうか。 (6) 近年のペットブームにおいて、ペットマナー問題が地域問題として取り沙汰されていると聞きます。そこで飼い主の責務をしっかりと理解してもらうために、ペットショッ	市　長 及　び 担当部長

順位	氏名（議席）	発　言　の　要　旨	答　弁　者
１７	萩野　基行（1）	プや獣医にもペット飼い方マナーの指導をしていただく必要があると考えます。市からペットショップ等への啓発活動の現状と今後の取り組みについてお伺いします。 (7) 多くの自治体がふるさと納税に動物愛護活動支援を導入しております。今までにも一般質問に取り上げられてきましたが、本市でも「人と動物にやさしいまち」として自由記入ではなく、寄附メニューの１つに追加できないでしょうか。 (8) 東日本大震災は、人のみならず多くの動物の命をも奪う大災害となりました。静岡県でも、家族の一員でもあるペットとともに避難する同行避難を推奨しています。そこで本市での取り組みをお伺いします。 ①　市民へのペット動物災害対策・同行避難の啓発活動について ②　避難所でのペットの受け入れ態勢について	市　　　長 及　び 担当部長

順位	氏名（議席）	発　言　の　要　旨	答弁者
１８	小池　義治（４）	１．富士市マナー条例の運用と環境美化について 　富士市議会平成28年２月定例会で可決成立した「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例（通称：富士市マナー条例）」が６月１日に施行され、３カ月余が経過した。今後は、この条例が市民に広く周知され、適切に運用されることで、市内の美化が進むことを期待したい。 　これまでも市内の道路や公園など公共の場所において、町内会による清掃活動やふじクリーンパートナー（アダプション・プログラム）など市民による美化活動が行われているものの、行政や地域住民の管理が行き届かずに雑草が繁殖していたりごみが散乱していたりする箇所も散見される。今後将来にわたっては、市内の道路や公園の総面積が漸増する一方で人口は減っていくため、市民１人当たりの環境維持のためのコストは増加し、管理が行き届かない公共の場所がふえてくるおそれがある。今後、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進するためには、新しい住民参加の仕組みや、より効率的な行政の取り組みが必要と考える。以下、質問する。 (1) 富士市マナー条例の成立以降、どのような周知活動をしてきたか。 (2) 同条例をもとに、指導または勧告した事例はあったか。 (3) 同条例の第12条第１項において、「市長は、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを特に推進する必要があると認める公共の場所を美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。」とし、また同条第３項には、「地域の美化並びに快適な生活環境の保全及び創造に自ら取り組む団体は、第１項に規定する重点区域の指定を申し出ることができる。」としているが、市内に重点区域が１つもない状態で市民は具体的なイメージがつかめず、自発的に指定を申し出る団体はあらわれにくいため、まずは市長が、最初の重点区域の指定をした上で徐々に重点区域を増やしていくべきではないか。今後の重点区域の指定についてどう計画しているか。 (4) 同条例が適切に運用され効果を上げるためには、市民参加による啓発活動や条例の遵守を見回る取り組みも必要と考える。そうしたごみのポイ捨て等を防ぐ施策と同時に、雑草取りやごみ拾いなどの環境美化活動もより一層必要であるため、市民協働による総合的な環境美化活動の推進を期待したい。市内の美化を推進するために今後必要な取り組みについて、どう考えているか。 ２．市内での就職を条件に返済が減免される奨学金制度の導入について 　我が国における奨学金はほとんどが貸与型であり、非正規雇用の増加など労働環境の変化の中で若者がその返済に苦し	市　長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発　言　の　要　旨	答弁者
１８	小池　義治（４）	み、返済滞納者がふえていることが社会問題になっている。富士市議会ではこの状況を受け、平成26年６月定例会において市民からの請願を採択し、「給付型奨学金制度の創設を含む奨学金制度の見直しを求める意見書」を国に対し提出している。 大学生や専門学校生を広く対象にした給付型奨学金を市単独で創設するのは財政的に厳しいため国政における実現を期待したいが、本市における喫緊の課題であり、富士市まち・ひと・しごと創生総合戦略の最上位目標である若い世代の人口の確保の実現を目的にしたＵＪＩターン就職促進の一環としての奨学金制度の創設を検討すべきと考える。 人口の増減は、出生数と死亡数の差である自然増減と、転入数と転出数の差である社会増減に分けられるが、このうち転入の増加を促す施策として本市では、市外に住む夫婦いずれかが満40歳未満の若者世帯が富士市に住宅を取得する際に最大200万円を補助する若者世帯定住支援事業奨励金（スミドキＵ－40プラス）が実施されており、平成28年度当初予算で１億850万円が計上されている。それと比べて、市外への転出を減らしていくための取り組みが十分でないように感じる。 本市における転出の要因としては、高校卒業後に市外に進学し、そのまま市外で就職するケースが多いと思われるが、2018年に常葉大学富士キャンパスが閉校し移転した後には、その傾向に拍車がかかることが懸念される。高校卒業後に市外に進学した学生が、地元での就職を第一に考える誘因となるような施策が必要と考え、以下質問する。 (1) 本市の、高校卒業後の進学を理由とする転出数をどれほどと把握しているか。 (2) ＵＪＩターン就職促進の取り組みとして、どのような施策がされているか。 (3) 市内での就職を条件に返済が減免される奨学金制度を検討してはいかがか。	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発　　言　　の　　要　　旨	答　弁　者
１９	鈴木　幸司（１１）	１．市制50周年記念事業並びに富士市の文化振興について 「富士のもと　夢をつなげて　50年」というスローガンのもと、各種の富士市制50周年記念文化事業が、現在繰り広げられています。特に４月にリニューアルオープンした富士山かぐや姫ミュージアムや、11月１日にオープンが予定されている、ふじ・紙のアートミュージアムは、市外から人を呼び込む拠点となる可能性も高く、市当局のさらなるＰＲを期待するところです。 ２年ほど前の定例会における一般質問の中で、富士市を文化に乏しいまちだと市民に言われたままで良いのかという手厳しい意見が出されたことがあります。しかし私はそんなふうには感じません。まちを歩けばさまざまなモニュメントに突き当たりますし、そもそも文化などというものは、人それぞれの感性に依拠するもので、市民１人１人がみずから受信者そして発信者となって、楽しみながら盛り上げていくべきものだと思うからです。 ただ、そうした意見が出る背景には、行政側の情報発信力不足があるのではないかと考え､芸術の秋を迎えるに当たり、以下のように質問します。 (1) 富士市立博物館はリニューアルの結果、どのような成果が上がっているのか。来場者数の推移を含めてお伺いします。 (2) ロゼシアター内に、ふじ・紙のアートミュージアムがオープンしますが、その経緯と展望はどのようになっていますか。 (3) 富士市総合文化祭の規模と参加者数の推移をどのように把握していますか。 (4) 同じく古谿荘庭園特別公開における参加者数の推移はどうでしょうか。 (5) 秋の読書週間に合わせて、富士市立中央図書館での50周年記念事業というものは何かあるのでしょうか。 (6) 2020年東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムに向けた静岡県のモデルプログラムに、富士市も会場となる「富士の山ビエンナーレ2016」が今回選定されましたが、ビエンナーレに対する市の協力体制はどのようになっているのでしょうか。 ２．改正廃棄物処理法に基づく現地確認義務と電子マニフェストの普及について 現地確認義務とは平成23年４月１日付で廃棄物処理法の一部が改正され、罰則なしの努力義務として規定されたものです。今回は、市が排出事業者になっている産業廃棄物の最終的な処分先について、きちんと把握されているのか伺うものです。 また、産廃処理に関する電子マニフェストの利用については、既に２回ほど文書質問させていただき、回答を得たとこ	市　　　長 及　び 教　育　長 担当部長

順位	氏名（議席）	発　言　の　要　旨	答弁者
１９	鈴木　幸司（１１）	ろですが、その文書質問の回答に基づき、以下質問いたします。 (1) 富士市では現在、この現地確認義務をどのように果たしていますか。 (2) 「電子マニフェストの普及について県から要請があれば協力していく」との回答を既に得ています。昨年静岡県は第３次静岡県循環型社会形成計画において、平成32年度目標の電子マニフェスト導入率を50％に設定しましたが、これについての協力要請はあったのでしょうか。 以上２項目８点について回答願います。	市長 及び 教育長 担当部長